

公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設の移譲に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

公立みつぎ総合病院が運営する保健福祉総合施設の民間への移譲にあたり、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、移譲先事業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設移譲業務

(2) 業務内容

別紙、公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設移譲基本計画書に基づく総合施設の移譲

(3) 履行期間

選定の翌日から令和9年3月31日（水）まで

[移譲先事業者での運営開始：令和9年4月1日（木）]

3 スケジュール

項 目	期間等
企画提案の公募(公告)	令和7年10月1日（水）
参加表明書受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで
資格審査結果の通知	令和7年11月7日（金）までに行う。
現地見学会	令和7年11月中旬
提案書作成に係る 質問書の受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで
質問書の回答	令和7年11月14日（金）までに行う。
企画提案書受付期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
ヒアリング	令和8年2月中旬（実施予定）
審査結果通知	令和8年2月下旬（通知予定）

4 提出先

公立みつぎ総合病院経営企画課（担当：西門、錦織）

〒722-0393 尾道市御調町市124番地

TEL：0848-76-1111（代表） FAX：0848-76-1112

E-mail：keieikakuka@mitsugibyoin.com

5 参加資格

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であり、かつ、次の①～③に掲げる介護保険施設のいずれかの運営実績を有すること。

- ① 介護老人福祉施設
- ② 地域密着型介護老人福祉施設
- ③ 介護老人保健施設

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

6 プロポーザルの参加表明

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を令和7年10月31日（金）午後5時までに、上記提出先へ持参又は郵送（書留郵便で受付期限までに必着）により提出してください。持参、郵送を問いませんが、未着、遅延の場合は原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

なお、資格審査結果の通知は令和7年11月7日（金）までに行います。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 法人の概要（様式2）
- (3) 提供サービス実績書（サービス種別及び運営年数等が分かる物：A4版・任意様式）
- (4) 納税証明書（原本に限る。）
 - ① 市区町村発行の未納税額がないことの証明「完納証明書」
 - ② 税務署発行の未納税額がないことの証明「納税証明書」（「消費税及び地方消費税」及び「法人税」納税証明書）
- (5) 商業登記簿謄本（原本に限る。）
 - ※ 3か月以内に発行されたもの
- (6) 印鑑証明書（原本に限る。）
 - ※ 3か月以内に発行されたもの
- (7) 決算書（直近3年分）
 - 財務諸表（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書、附属明細表等）
- (8) 法人経歴書（経緯・沿革）
- (9) 労働保険料及び社会保険料の納入済領収書の写し
 - ※ どちらも直近1年間分を提出すること

7 現地見学会の開催

11月中旬に現地見学会を開催する予定としています。ついては、参加の希望について、参加表明書（様式1）に、その有無を記載し提出してください。

8 企画提案書作成に係る質問の受付・回答

(1) 受付方法

質問がある場合は（様式 3）に質問内容を記載の上、令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時までにメールで提出してください。

(2) 受付先

公立みつぎ総合病院経営企画課（E-mail : keieikikakuka@mitsugibyoin.com）

※ 質問書提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 14 日（金）までに取りまとめ、メールで回答します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出方法

（様式 4）に、別紙、公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設移譲基本計画書に記載の書類を添えて、令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時までに、上記提出先へ持参又は郵送（書留郵便で受付期限までに必着）により提出してください。

※ 持参、郵送を問いませんが、未着、遅延の場合は原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(2) 提出部数

企画提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

10 移譲先事業者の審査・選定

(1) 審査方法

企画提案書が提出された後、事務局において提出書類の点検を行い、その後、選定委員会においてヒアリングを実施し提案内容の審査を行います。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングの日時等については、別途、指定します。

(3) 審査基準

選定委員会において各企画提案書を次の基準に基づき採点評価し、得点の合計が最も高い提案者を移譲先候補事業者として選定します。

「基本事項（基本的な考え方）」「業務実績」「財務の健全性」「サービス提供体制」「医療・地域との連携、利用者家族との交流」「職員の雇用・人材育成」「円滑な移行・利用者への配慮」「総合提案力」

(4) 審査結果は、提出事業者全員に通知します。

(5) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

(6) 審査により決定された移譲先候補事業者は、当院と内容等について、別途協議の上、

移譲に伴い必要となる契約を適宜締結します。なお、議会の可決又は承認を必要とする事項については、仮契約の締結後、当該可決又は承認を得たのち本契約の締結となります。また、移譲は、あくまで議会の可決又は承認が前提となりますので、その旨、あらかじめご了承ください。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公正な審査を阻害するような行為があった場合
- (5) ヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- (6) その他、本要領に違反すると認められる場合

1 2 その他

- (1) 本件に参加するために必要な費用は、全額参加事業者の負担とします。(移譲に係る議会の可決又は承認が得られなかった場合も同様です。)
- (2) 企画提案書は、提出後に修正することはできません。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）に基づいて提出書類等を公開することがあります。